第68回 全国教職員剣道大会秋田県予選会 要 項

1　主　催

　秋田県剣道連盟

2　日　時

　令和８年４月２９日(祝)　選 手 受 付 午前７時４５分～８時

　　審判監督会議 午前８時３０分

　　開　会　式 午前９時

　　※試合日程は、教職員予選→段別の順に行います。

3　会　場

　秋田県立武道館(大道場)(秋田市新屋字砂奴寄2-2 ℡018-862-6651)

4　参加資格

＊　秋田県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。

＊　現在、学校及び教育委員会に在籍する教職員で、次の事項に該当すること。

(1)　幼・小・中・高・特別支援学校の教員、非常勤講師(年間任用者)及び常勤事務職員。

(2)　大学・高専の在籍は、助手・助教・講師・准教授・教授、常勤事務職員。

(3)　教育委員会の在籍は、教員身分の指導員・指導主事・その他の教職員の身分を有し常勤しているもの。

(4)　段位等の制限は設けない。

(5)　監督は大将を兼ねてもよい。

5　試合規則及び方法

(1)　全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則」「剣道試合・審判細則」による。

(2)　試合は面マスクまたはマウスシールドを必ず着用のこと。

(3)　試合はトーナメント方式による。(参加状況によりリーグ戦の場合もある)

(4)　試合は三本勝負とし、試合時間は４分とする。試合時間内に勝負が決しない場合は、延長戦を行い先に一本取った者を勝ちとする。
　　試合時間は３分、勝負の決するまで継続する。

6　本大会選手団の構成

(1)　団体試合

①　各都道府県１チームとし、構成は、監督１名（大将との兼任可）・選手５名の計５名もしくは計６名とする。

②　選手の構成は『幼・小・中』から１名、『高校・高専・大学・教委』から１名、他の３名はいずれから出場してもよい。

③　大将は５５歳以上、副将は４５歳以上とする。(大会前日の満年齢)

(2)　個人試合

①　各都道府県とも『男子の部』・『女子の部』のそれぞれに１名が出場できる。

② 前年度各部の個人優勝者は定数外で出場できる。（他府県に転出した場合は不可）

③ 選手は、団体出場者以外のものを主体とするが、やむを得ない場合のみ、団体試合出場者と兼ねることができる。

④ 年齢の制限は設けない。

7 参加料

１人 ２，５００円

8 申込み

(1) 申込み方法

・別紙申込書に種目毎に記入し、郵送またはＦＡＸにて申込むこと。

・参加料の納入は郵便振替とし、下記口座に送金のこと。

口座番号 ０２２１０-０-１２３１２４

口座名称 秋田県剣道連盟（アキタケンケンドウレンメイ）

・参加料の納入確認と申込書が届いた時点で申込みを受理する。

・申込み後の不出場による参加料の返金はしない。

・振込明細書をもって領収書の発行に代える。

(2) 申込み締切

令和８年４月８日（水）正午必着

※ 年度決算のため参加料の納入は４月以降にお願いします。

(3) 申込み先

〒011-0945 秋田市土崎港西5-11-10

秋田県剣道連盟 TEL 018-838-1783

FAX 018-845-3255

9 安全対策

(1) 各自健康管理には充分留意して本大会に参加すること。
大会本部にて応急措置はするが、他は責任を持たないのでスポーツ傷害保険等に加入のこと。

(2) 当日は竹刀等の検量計測は行わないが竹刀の安全管理をしっかり行うこと。 特に竹刀の場合は、破損（ささくれ・ひび割れ）等、先革の破れ、弦のゆるみ。中結は剣先から全長の約1/4。竹刀を合わせた際の隙間がない竹刀。

(3) 剣道用具確認証を大会当日に提出すること。

10 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて

(1) 申込書に記載される個人情報（段位・年齢・生年月日・住所・電話番号・職業・学校名）等は、秋田県剣道連盟および加盟団体が実施する本大会運営のために利用する。

(2) 上記の個人情報及び大会の模様は、新聞・ホームページ等の媒体に公

表するため、マスコミ関係に必要な個人情報を提供することもある。
以上を承諾のうえ、申込みを提出する。

11　秋剣連年会費納入について

令和８年度の秋剣連年会費(1,000円)を参加料と同時に納入すること。
※令和７年度に公認審判員講習会を受講された方は納入済です。

12　その他

(1)　出場選手は、面マスクまたはマウスシールドを必ず着用のこと。
(2)　第68回全国教職員剣道大会は8月10日(月)佐賀県で開催予定。
(3)　赤白の目印は各自で準備すること。

13　問合せ

秋田県剣道連盟事務局 TEL 018-838-1783
（土・日・月・祝日を除く、火～金の午前10時～午後4時まで）

14　本大会におけるビデオ撮影等において

本大会における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、主催者から許諾を得て行う場合はこの限りではない。
(2) 会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないように配慮すること。
(3) 会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、主催者から許諾を得て行う場合はこの限りではない。